

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成28年6月号 vol.20



先日、仕事帰りに立ち寄った蕎麦居酒屋さんのカウンターで、ふき味噌をお摘みに日本酒を楽しんでいると、偶然にも、五島出身のランナーと知り合いになりました。彼女の話を聞いていると、どうやら”五島夕焼けマラソン”というのが、とにかく島民のおもてなし温かく、素敵な大会らしい。ということで、早速申し込みをしてしまいました。今年は猛暑が予想される中の、8月末のレース。あと数ヶ月で鍛え直します。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



熊本地震では、県の対策本部への義援金や、日本赤十字社等の募金団体に対する義援金など、様々な形で寄附をされた方、これからされる方が多いと思います。このうち、募金団体が集めたものが最終的に被災地方公共団体に拠出されるものは、直接に地方公共団体への寄付でなくても”ふるさと納税”の対象となります。

”募金団体への義援金もふるさと納税の対象、ただしワンストップ特例の対象外なので申告が必要”

募金団体に支払った義援金が「ふるさと納税」の対象になることにより、寄附金控除により所得税と住民税から税額控除を受けることができます。ただし、次の点にご注意ください。

- ①通常のふるさと納税とは異なり、地方公共団体からは受領証が発行されません。次のいずれかの書類を確定申告用に保管してください。
 - ・募金団体発行の受領書(最終的に義援金が被災地へ拠出されると示されているもの)
 - ・振込依頼書の控え又は郵便振替の半券 + 募金団体のHPの写し等で振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることを示した書類
- ②平成27年4月から、ふるさと納税をした地方公共団体が5以下である方は、確定申告をしなくても、寄附金控除を受けれる”ワンストップ特例”がスタートしています(ただし、医療費控除があるなど他の理由で確定申告をする方は対象外)。この募金団体に支払った義援金は、ワンストップ特例の対象にはなりませんので、確定申告をする必要があります。

「今月の本の紹介」

「ザ・町工場」

(諏訪 貴子 著・日経BP)

本書は、小さな町工場でのお話し。創業者急逝の後の、まだ若い女性経営者による会社再生記です。もちろん、経営に関するセンスもあったでしょうが、何よりもベテランと若者を巻き込んだ人財育成が素晴らしい。経営をしていく中で、もっともコストがかかり、また大切にしていかなければならないものは人財だと思います。コミュニケーションを通して、いかに働く者のやる気、自己実現意欲を引き出していくか、気付かされる点が多かったです。

「旬のレシピ」

<揚げナスと春菊の中華和ネ>

- ・春菊 1/2本 → 1cmカットし、氷水にさっとさらす。水分をよく切り、ボウルに入れる。
- ・ナス 2本 → 1cm輪切り、強めの中火で揚げる。
- ・長ネギみじん 1/4本、ニンニクみじん 1片、生姜みじん 1片、酢 大2、醤油 大1、豆板醤 小1/2 (A)

- ①揚げたナスと(A)を混ぜる。
- ②①を春菊の入ったボウルに入れて、ごま油を少々振りかける。

※タレは魚や鶏肉にもよく合います(^_^)

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所